

(再評価)

資料 2 - 4 - ②  
平成 27 年度 第 5 回  
関東地方整備局  
事業評価監視委員会

## 譲原地区直轄地すべり対策事業

平成 27 年 11 月 25 日

国土交通省関東地方整備局

砂防事業

平成24年度		再評価																				
事業名(箇所名)	譲原地区直轄地すべり対策事業	担当課	水管理・国土保全局砂防部保全課			事業主体	関東地方整備局															
		担当課長名	渡 正昭																			
実施箇所	群馬県藤岡市																					
該当基準	再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業																					
事業諸元	地すべり対策工(集水井工、集水ボーリング工、排水トンネル工、シャフト工、杭工、アンカー工)																					
事業期間	平成7年度～平成37年度																					
総事業費(億円)	約368	残事業費(億円)	約260																			
目的・必要性	<p>&lt;解決すべき課題・背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・譲原地すべりは、群馬県南西部の利根川水系神流川中流左岸の藤岡市譲原地先の標高200～450mの南向き斜面にあり、神流川に面した地すべり地形となっている。</li> <li>・地すべり区域内には、複数の集落が存在するとともに、藤岡市と神流町を結ぶ緊急輸送路に指定される国道462号や発電施設等が位置している。地すべり直下を流れる神流川の流域には、藤岡市・高崎市の市街地が分布し、さらに下流域には人口・資産等が集中する大都市圏が広がっている。</li> </ul> <p>&lt;達成すべき目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区域内の人家、国道462号等の公共施設の保全および首都圏を含む下流域に対する土砂・洪水氾濫被害を防止する。</li> </ul> <p>&lt;政策体系上の位置付け&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策目標：水害等災害による被害の軽減</li> <li>・施策目標：水害・土砂災害の防止・減災を推進する</li> </ul>																					
便益の主な根拠	想定氾濫面積：527ha 人家：5,145戸 主要交通機関：国道462号																					
事業全体の投資効率性	基準年度	平成24年度																				
	B:総便益(億円)	589	C:総費用(億円)	350	B/C	1.7	B-C	239	EIRR(%)	7.5												
残事業の投資効率性	B:総便益(億円)	308	C:総費用(億円)	189	B/C	1.6																
感度分析	備考	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>残事業(B/C)</th> <th>全体事業(B/C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残事業費(+10%～-10%)</td> <td>1.5 ～ 1.8</td> <td>1.6 ～ 1.8</td> </tr> <tr> <td>残工期(+10%～-10%)</td> <td>1.6 ～ 1.6</td> <td>1.7 ～ 1.7</td> </tr> <tr> <td>資産(-10%～+10%)</td> <td>1.5 ～ 1.7</td> <td>1.6 ～ 1.8</td> </tr> </tbody> </table>										残事業(B/C)	全体事業(B/C)	残事業費(+10%～-10%)	1.5 ～ 1.8	1.6 ～ 1.8	残工期(+10%～-10%)	1.6 ～ 1.6	1.7 ～ 1.7	資産(-10%～+10%)	1.5 ～ 1.7	1.6 ～ 1.8
	残事業(B/C)	全体事業(B/C)																				
残事業費(+10%～-10%)	1.5 ～ 1.8	1.6 ～ 1.8																				
残工期(+10%～-10%)	1.6 ～ 1.6	1.7 ～ 1.7																				
資産(-10%～+10%)	1.5 ～ 1.7	1.6 ～ 1.8																				
事業の効果等	地すべり区域内の人家、国道462号等の公共施設の保全および首都圏を含む下流域に対する土砂・洪水氾濫被害を防止する。																					
社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地すべり地内には複数の集落が存在し、下流域には藤岡市・高崎市の市街地が分布。</li> <li>・地すべり地内を通過する国道462号は、緊急輸送路に指定。</li> </ul>																					
事業の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柗ヶ舞地区は抑制工の整備終了により、地区全体の地すべり滑動は沈静化している。局所的な地すべりブロックに対し、抑制工の工事に一部着手している。下久保地区では平成16年度より抑制工が順次施工されている。</li> <li>・平成23年度末の整備率は27.9%(事業費ベース)</li> </ul>																					
事業の進捗の見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柗ヶ舞地区における末端部小ブロック対策の実施および下久保地区における集水井による抑制工の実施を優先して、事業進捗を図る。</li> <li>・地域からの要望があり事業への理解も得られていることから、順調に事業進捗しており、事業実施における支障はない。</li> </ul>																					
コスト縮減や代替案立案等の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新技術の採用等により対策工の材料の見直し及び工事におけるコスト縮減を図っている。</li> <li>・地すべり自体を安定化させない限りは下流域への甚大な被害が想定されるため、代替案の立案は困難である。</li> </ul>																					
対応方針	継続																					
対応方針理由	事業の必要性、事業進捗の見込み、コスト縮減などの観点により総合的判断																					
その他	<p>&lt;第三委員会の意見・反映内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> <p>&lt;茨城県の意見・反映内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利根川上流域での地すべりは、下流域において大量の土砂供給に伴う水位上昇による被害の危険性が高まることから、本事業の継続を要望する。</li> <li>・更なるコスト縮減を図るとともに、地元の意見に配慮しながら、事業を進めていただきたい。</li> </ul> <p>&lt;群馬県の意見・反映内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の安心・安全の確保から必要な事業であり、引き続き事業の継続をお願いする。なお、下久保地区については、集中投資するなど事業効果の早期発現に努められたい。</li> </ul> <p>&lt;埼玉県の意見・反映内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県神川町に隣接する譲原地区の地すべりは神流川の河道閉塞に伴う浸水被害や、利根川本川への土砂の流入による河床の上昇などを引き起こすことから、地すべり対策は本県の安全度の向上のために必要な事業と考えている。</li> </ul>																					

・譲原地区直轄地すべり対策事業については、引き続きコスト縮減に十分留意し、着実に事業を進めていただきたい。

<千葉県の見解・反映内容>

・本県は利根川・江戸川の最下流に位置し、低平地を多く抱えることから、これらの河川に治水安全度の確保は極めて重要です。当該地すべり事業により、土砂流出に伴う河床上昇を防止することは、利根川水系全体の治水安全度の確保に寄与するため、事業の継続を要望します。

<東京都の見解・反映内容>

・利根川のように治水上重要な大河川においては、河川改修を進めるとともに、上流域での砂防・地すべり事業により流出土砂を抑え、上流から河口まで水系一貫で土砂管理を行うなどといった治水事業を進めていくことが重要である。

・引き続きコスト縮減に取組み、地すべり対策事業を継続されるようお願いする。

# 讓原地区直轄地すべり対策事業

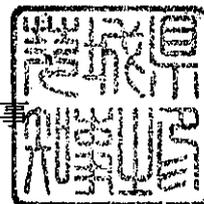




監 第 781 号  
平成27年11月16日

国土交通省 関東地方整備局長 殿

茨城県知事



関東地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の作成に係る意見照会について（回答）

平成27年11月6日付け国関整企画第190号により依頼のありましたこのことにつきまして、別紙のとおり回答いたします。



(再評価)

(回答様式)

【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」 案※	茨城県知事の意見
譲原地区直轄地すべり対策事業	継続	利根川上流域での地すべりの発生は、本県が位置する下流域において大量の土砂供給に伴う水位上昇による被害の危険性が高まることから、本事業の継続を希望する。 また、コスト縮減の徹底を強く求めるとともに、地元の意見に配慮しながら事業を進めていただきたい。

【道路事業】

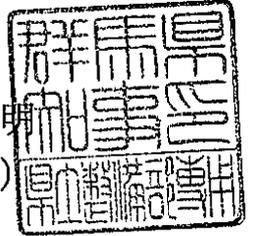
事業名	「対応方針(原案)」 案※	茨城県知事の意見

※貴県の意見を踏まえ、関東地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

建企 第16-19号  
平成27年11月16日

国土交通省  
関東地方整備局長 様

群馬県知事 大澤 正明  
(県土整備部建設企画課)



関東地方整備局事業評価監視委員会に諮る  
対応方針(原案)の作成に係る意見照会について(回答)

平成27年11月6日付け国関整企画第190号で照会のあった標記について、別紙のとおり回答します。



(再評価)

(回答様式)

【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」 案※	群馬県知事の意見
讓原地区直轄地すべり対策事業	継続	県民の安心・安全の確保から必要な事業であり、引き続き事業の継続をお願いする。なお、下久保地区については、集中投資するなど事業効果の早期発現に努められたい。

※貴県の意見を踏まえ、関東地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

河砂第379号  
平成27年11月12日

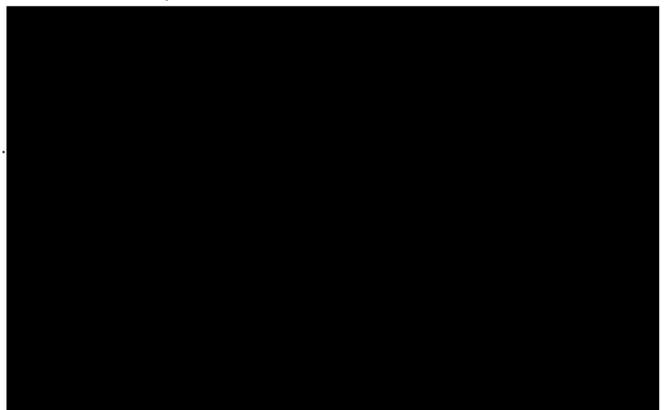
国土交通省  
関東地方整備局長 様

埼玉県知事 上田 清司



関東地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の作成に係る  
意見照会について（回答）

平成27年11月6日付け国関整企画第190号の意見照会について、別紙のとおり回答します。



(再評価)

(回答様式)

【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」 案※	埼玉県知事の意見
譲原地区直轄地すべり対策事業	継続	本県神川町に隣接する譲原地区の地すべりは神流川の河道閉塞に伴う浸水被害や、利根川本川への土砂の流入による河床の上昇などを引き起こすことから、地すべり対策は本県の治水安全度の向上のために必要な事業と考えている。 譲原地区直轄地すべり対策事業については、引き続きコスト縮減に十分留意し、着実に事業を進めていただきたい。

【道路事業】

事業名	「対応方針(原案)」 案※	埼玉県知事の意見
一般国道4号 東埼玉道路(延伸)	継続	一般国道4号東埼玉道路(延伸)は、国道4号の交通混雑の緩和や沿線の開発事業を支援し、県東部地域における南北軸として圏央道や外かん道と連携し、本県の広域ネットワークを形成する極めて重要な道路です。 引き続き、コスト縮減に十分留意しながら、早期整備に努めていただきたい。

※貴県の意見を踏まえ、関東地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

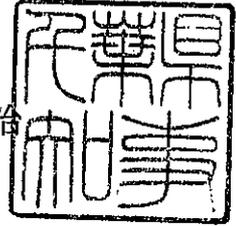


県土政第**847**号

平成27年11月16日

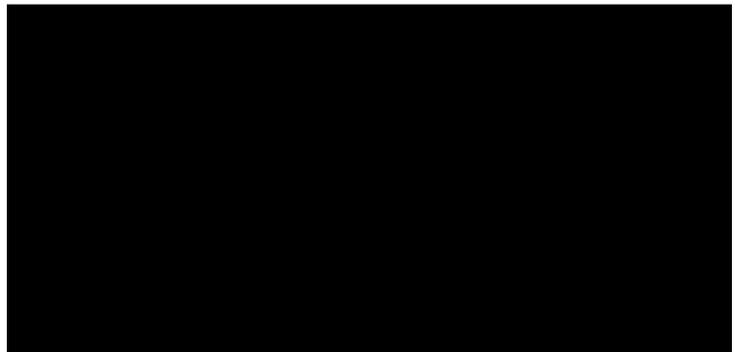
国土交通省関東地方整備局長 様

千葉県知事 鈴木 栄治



関東地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針  
(原案)の作成に係る意見照会について(回答)

平成27年11月6日付け国関整企画第190号で照会の  
ありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



(再評価)

(回答様式)

【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」 案※	千葉県知事の意見
譲原地区直轄地すべり対策事業	継続	本県は利根川・江戸川の最下流に位置し、低平地を多く抱えることから、これらの河川の治水安全度の確保は極めて重要です。当該地すべり対策事業により、土砂流出に伴う河床上昇を防止することは、利根川水系全体の治水安全度の確保に寄与するため、事業の継続を要望します。 なお、事業実施に当たっては、更なるコスト縮減を図り進めていただきたい。

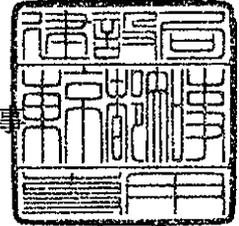
※貴県の意見を踏まえ、関東地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。



27建総企第410号  
平成27年11月16日

国土交通省関東地方整備局長 殿

東京都知事



関東地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針  
(原案)の作成に係る意見照会について(回答)

平成27年11月6日付国関整企画第190号にて照会のありました標記の件について、別紙のとおり回答いたします。



## 【河川事業】

事業名	「対応方針(原案)」案 ※	東京都知事の意見
多摩川総合水系環境整備事業	継続	都市化が著しい首都圏において、多摩川は多様な水辺利用が楽しめ、豊かな自然が存在する貴重な空間である。 良好な河川環境の保全・再生に向けて、地元との調整やコスト縮減を十分行いながら、河川環境整備事業を継続されるようお願いする。
譲原地区直轄地すべり対策事業	継続	利根川のように治水上重要な大河川においては、河川改修を進めるとともに、上流域での砂防・地すべり事業により流出土砂を抑え、上流から河口まで水系一環で治水事業を進めていくことが重要である。 引き続きコスト縮減に取組み、地すべり対策事業を継続されるようお願いする。

## 【道路事業】

事業名	「対応方針(原案)」案 ※	東京都知事の意見
一般国道16号 保土ヶ谷バイパス(Ⅱ期)	継続	首都東京の道路整備は、東京の最大の弱点である交通渋滞の解消、環境改善、利便性や防災性の向上のみならず、我が国の経済を活性化させ、国際競争力を強化するためにも必要不可欠である。その中で、体系的な道路ネットワークの構築を図る国道の果たす役割は非常に大きい。 国道16号は、首都圏の都市間連携を強化するうえで重要な路線であるが、交通渋滞が慢性化している。保土ヶ谷バイパス(Ⅱ期)の整備により、東名入口付近などにおける交通渋滞が緩和されるとともに、沿道環境の改善も図られることから、引き続きコスト縮減に特に配慮しながら、今年度の開通及び早期完成に努められたい。

※貴県の意見を踏まえ、関東地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。